

## 7 土壤汚染対策法の特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質		土壤溶出量基準	土壤含有量基準
四塩化炭素	(第1種特定有機化合物) 揮発性有機化合物	0.002mg/1以下	
1, 2-ジクロロエタン		0.004mg/1以下	
1, 1-ジクロロエチレン		0.02mg/1以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.04mg/1以下	
1, 3-ジクロロプロペン		0.002mg/1以下	
ジクロロメタン		0.02mg/1以下	
テトラクロロエチレン		0.01mg/1以下	
1, 1, 1, -トリクロロエタン		1 mg/1以下	
1, 1, 2, -トリクロロエタン		0.006mg/1以下	
トリクロロエチレン		0.03mg/1以下	
ベンゼン		0.01mg/1以下	
カドミウム	(第2種特定重金属等)	0.01mg/1以下	150mg/kg以下
六価クロム		0.05mg/1以下	250mg/kg以下
全シアン		検出されないこと	(遊離シアン)50mg/kg以下
総水銀		0.0005mg/1以下	15mg/kg以下
アルキル水銀		検出されないこと	
セレン		0.01mg/1以下	150mg/kg以下
鉛		0.01mg/1以下	150mg/kg以下
砒素		0.01mg/1以下	150mg/kg以下
ふっ素		0.8mg/1以下	4,000mg/kg以下
ほう素	1 mg/1以下	4,000mg/kg以下	
チウラム	(第3種特定農薬等) 有害物質	0.006mg/1以下	
シマジン		0.003mg/1以下	
チオベンカルブ		0.02mg/1以下	
P C B		検出されないこと	
有機燐化合物		検出されないこと	